

～うきはの“地の利”、“人の利”、“時の利”を伝える～

「うきはブランド通信」

U B C ~ukiha brand communication~



平成 30 年 3 月 8 日  
福岡県 うきは市



(報道各社への取材の御案内)

～国の制度を活用し、市内に立地する中小企業・小規模企業が対象～  
**2018 年度以降に実施する設備投資に伴う固定資産税について、**  
**「2020 年度までの 3 年間、全額免除とする特例措置」の創設へ**

うきは市では、人材不足等で厳しい経営環境に置かれている市内商工業事業者の皆様に一層の生産性向上に取り組んで頂くため、企業が新たに導入する設備について、国の制度を活用し、償却資産にかかる固定資産税を3年間、“ゼロ”とする大胆かつ異例の措置をとることで、市内産業を支える多くの中小企業、小規模事業者の皆様を強力に支援いたします。

また、本特例によって、経済産業省で中小企業の設備投資を支援する「ものづくり・商業・サービス補助金」、「小規模企業持続化補助金」、「IT 導入補助金」等の重点支援予算による優遇支援が予定されていることから、積極的に国の施策を活用できる環境を整えることで、本市の中小企業の労働生産性の向上を促し、地域産業を後押ししてまいりたいと考えております。

**【留意点】**

・固定資産税の免除開始時期は、政府が今国会に提出している生産性向上特別措置法案が成立し、うきは市で関連する条例及び基本計画が制定された後となります。

・中小企業の皆様の本制度を利用される場合、設備投資に関する計画を策定し、事前に市の認定を受ける必要があります（具体的な方法は政府法案成立後にまたご説明の機会を設けます）。

・対象となる設備投資は、中小企業の皆様が当該期間に新規に行ったもののみとなります。

**【問い合わせ先】**

うきは市うきはブランド推進課 企業立地係 TEL：0943-76-9063

編集・送信：うきは市総務課広報係 (Tel.0943-75-4980)

※FAX を手にとられた方は、「うきは市ホームページ」掲載のカラー版を御覧ください→検索 うきはブランド通信

2018. 3. 8 発表 / 2018 年度以降の設備投資に伴う固定資産税、3 年間全額免除とする特例措置の創設へ